

重要事項説明書

(要介護者用)

地域密着型通所介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1. 設置者（法人）の概要

名 称	社会福祉法人 松籟会(しょうらいかい)
所 在 地	〒905-0006 沖縄県名護市宇茂佐1873番地の1
代表者（職名／氏名）	理事長／仲兼久 文政（なかがねく ふみまさ）
設 立 年 月 日	昭和56年3月1日
電 話 / F A X 番 号	(0980) 53-1934 / 53-7472

2. 事業者（事業所）の概要

名 称	かりゆしぬ村コミュニティーリハビリパーク
所 在 地	〒905-0006 沖縄県名護市宇茂佐1873番地1
電 話 / F A X 番 号	(0980) 43-8812 / 53-1938
指定年月日／事業所番号	(県)令和6年4月1日／第4790900205号
開 設 年 月 日	令和6年4月1日※変更年月日
実施単位／利用定員（規模）	1単位目 10名 2単位目 10名
実 施 地 域	名護市全域 (屋我地、久志、源河、許田、幸喜、喜瀬地域以外)
併 設 事 業 所	特別養護老人ホームかりゆしぬ村
管 理 者 氏 名	日置 太大（ひおき たかひろ）

3. 事業目的

社会福祉法人 松籟会 かりゆしぬ村コミュニティーリハビリパーク（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、事業の円滑な運営管理を図ることを目的とする。

4. 運営方針

- 1 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるも

のとする。

- 3 指定通所介護事業においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する目標と計画によりサービスの提供に努めるものとする。
- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権擁護や虐待防止に必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者や介護予防事業者等へ情報提供を行う。
- 8 介護保険法及び県市町村条例等の関連法令並びに所轄庁の通知等を遵守し事業を実施するものとする。

5. 提供するサービスの内容（介護内容）

- 1 事業所が提供する介護内容は、次の通りとする。
 - (1) 送迎：ご自宅（原則）から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
 - (2) 健康チェック、服薬管理、健康相談：バイタルチェック（血圧、体温、脈拍測定）などの他、服薬確認や健康相談など健康管理に関する支援を行います。
 - (3) 排せつ介助：トイレ誘導や移乗介助等を行います。
 - (4) 機能訓練指導：個別の心身機能や認知機能の状態を考慮した運動メニューと機会を提供し、心身機能の維持・向上を支援します。
 - (5) 生活・介護相談：楽しかった事や不安事などの生活状況を把握し、安定した在宅生活が安定して継続できるよう支援します。
 - (6) 季節行事、地域（世代間）交流等：他者や世代間交流を通して季節感を感じ認知機能の維持を支援します。

6. 営業時間・休業日等

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後12時30分 午後13時30分～午後16時30分
定休日	土曜日、日曜日、1月1日～1月3日、台風等自然災害日

7. 勤務体制及び職務内容（令和6年4月1日現在）

職務と員数	職務内容
① 管理者 1名	職員及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う
② 生活相談員 1名以上	利用の申込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う
③ 看護職員 1名以上	利用者の健康状態の確認及び介護を行う
④ 機能訓練指導員 1名以上	利用者が日常生活を営む上で必要な身体機能の維持、向上を図るための訓練指導及び助言を行う
⑤ 介護職員 2名以上	利用者の心身状態に応じて必要な介護を行う

8. 利用料等

1 利用したサービスの利用者負担金は、下記の「基本利用料」及び「加算・減算額」に介護保険負担割合証に記載された負担割合（1～3割）を乗じた保険適用額に「その他（保険外）の費用」を加えた額となります。

ただし、支払い方法が償還払いとなる場合は、保険適用額の全額（10割）に「その他（保険外）の費用」を加えてお支払い頂いた後に保険者（市町村等）の窓口で払い戻し申請を行って頂きます。

2 「基本利用料」、「加算・減算額」、「その他（保険外）の費用」は次の通りです。

(1) 「基本利用料（保険適用）」※地域通所介護費

3時間以上4時間未満	要介護1	416円
	要介護2	478円
	要介護3	540円
	要介護4	600円
	要介護5	663円

(2) 「加算・減算（保険適用）」※要件を致す場合、上記の「基本利用料」に加算・減算されます。

① 地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ ・・・ 56円

② 地域通所介護処遇改善加算Ⅰ ・・・ 1月算定利用料に対し1000分の59に相当する額

③ 地域通所介護特定処遇改善加算Ⅰ ・・・ 1月算定利用料に対し1000分の12に相当する額

④ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ・・・ 1月算定利用料に対し1000分の11に相当する額

⑥ 送迎減算 ・・・ 片道あたり47円

※上記（保険適用）の料金は、全て1割負担額です。利用者の「介護保険負担割合証」に基づき2～3割負担となります。

(3)「その他の費用（保険適用外）」

行事、日常生活品の購入代金等・・・実費

3 利用料は、次の方法でお支払いください。

①口座振替

②現金払い

※①は手続きが必要です。

※②は事前にご連絡の上、日時調整が必要となります。

4 領収書及びサービス提供証明書の再発行には、手数料が掛かります。

9. 苦情相談窓口

1 サービス提供に関する苦情や相談は、次の窓口でお受けします。

事業所窓口	電話番号	0980-43-8812
	受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分
	担当者名	日置 太夫 (ひおき たかひろ)

※苦情は、面接、電話、メール、書面などの方法によりお受けします。

2 事業所で解決できない案件については、次の「苦情解決委員会」でご対応します。

役割	役職名	氏名
苦情受付	管理者	日置 太夫
苦情解決責任者	理事長	仲兼久 文政
第三者委員	宇茂佐区長	宮城 良勝
第三者委員	名護市民生・児童委員	我喜屋 節子
第三者委員	宮里区福祉推進委員	喜屋武 京子

※第三者委員に直接申し出ることもできます。

3 苦情解決委員会で解決できない案件については、次の機関に申し出ることができます。

名護市役所介護長寿課	電話	0980-53-1212
	住所	名護市港1-1-1
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	電話	098-860-2866
	住所	那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県国民健康保険団体連合会	電話	098-863-2321
	住所	那覇市西町3-14-18

10. 緊急時・事故発生時の対応

1 職員は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた

ときは、速やかに救急搬送等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

なお、必要に応じて主治医への連絡にも努めるものとする。

- 2 事業所は、事業における事件や事故等で利用者に怪我や被害が発生した場合は、速やかに当該利用者に係る市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、事件や事故等の状況及び措置の状況について詳しく記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対し賠償すべき事件や事故等が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

1 1. 損害賠償責任

- 1 サービスの提供に際し発生した損害は、双方の誠実な協議により双方が必要な損害賠償責任（債務履行義務）を負います。
- 2 前項にかかわらず、故意過失の有無や程度、双方以外の第三者による損害又は自然災害など不可抗力による損害の場合には、損害賠償責任を分担又は軽減若しくは無しにすることができます。
- 3 事業者は、第1項を履行するため損害賠償保険に加入します。

1 2. 非常災害・感染症対策

- 1 事業所の非常災害・感染症対策は、次の通りとする。
 - ①大規模災害が発生した場合でも可能な限り事業を継続又は再開するための「BCP（事業継続）計画」を策定し、年2回以上の訓練を実施し、必要に応じて見直しを行うものとする。なお、年2回以上の訓練は、下記第（2）項の訓練に替えることができるものとする。
 - ②火災、地震、風水害等に備え、防火管理者を選任及び消防計画を策定するとともに、年2回以上の訓練と消防設備等の点検を実施し、必要に応じて見直しや設備の改修を行うものとする。なお、防火管理者の選任については、同一建物内で別に防火管理者が専任されている場合は、事業所内で専任しなくてもよいものとする。
 - ③感染症の予防や蔓延防止に備え、事業所及びサービスに使用する設備、備品並びに提供する飲食物の衛生的管理に努めるなどの必要な措置を講じるものとする。
 - ④前各項については、職員への周知を図るとともに、計画書の策定や訓練の実施に際しては、必要に応じて専門機関や所轄庁の助言、指導を求めるものとする。
 - ⑤前各項の訓練の実施に際しては、地域住民の理解や参加が得られるよう周知と連携に努めるものとする。

1 3. 事業所等の利用に当たっての留意事項

- 1 事業所（送迎車内含む）等の利用に当たっての留意事項は次の通りとする。
 - ①事業所で飲酒しないこと。
 - ②喫煙は、指定した場所でのみで行うこと。
 - ③医薬品や飲食物を持ち込み、他者へ提供しないこと。
 - ④危険物を持ち込まないこと。

- ⑤事業所の機器、設備は職員の許可なく使用しないこと。
- ⑥無断で事業所の外にでないこと。
- ⑦事業所や他の利用者に迷惑行為をしないこと。

1 4. 守秘義務

- 1 事業者は、正当な理由がない限り、利用者及び家族等の個人情報等を外部に漏らしません。また、守秘義務は、事業廃止（退職）後も継続して義務を負います。
- 2 個人情報の使用については、事前に利用者又は家族等に説明し、同意を得たうえで使用します。
- 3 前各項に係わらず、利用者又は家族等若しくは第三者の生命、財産を緊急に保護することを目的に、警察及び消防へ情報提供することがあります。
- 4 事業者は、前各号を遵守するため必要な研修等の措置を行います。

1 5. 身体拘束の禁止

- 1 事前に説明し同意を得ずに、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、事前説明と同意を得る猶予がなく、緊急に利用者及び第三者の生命、財産を保護する目的の場合はその限りではありません。なお、いかなる拘束も状況、方法、時間、経過などを記録し事後速やかに説明します。

1 6. 虐待防止

- 1 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - ②虐待防止のための指針を整備する。
 - ③虐待防止のための定期的な研修を実施するとともに、適切な実施を図るため担当者を選任する。

1 7. その他の運営に関する留意事項

- 1 事業所は職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるとともに、資質向上のための研修機会を設けるなどの必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者が安全、安心、快適、清潔に利用できる環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業所は、事業に関する記録を整備し、提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人松籟会と管理者の協議に基づき定めるものとする。

1 8. 第三者評価

1 事業者は、運営の適正化を目的として、第三者評価の受審に努める。

19. 協力医療機関

1 協力医療機関は次の通りです。

かじまやリゾートクリニック	電話 0980-51-1179 住所 名護市宮里518-2
沖縄県立北部病院	電話 0980-52-2719 住所 名護市大中2-12-3
北部地区医師会病院	電話 0980-54-1111 住所 名護市宇茂佐1712-3
医療法人タピック宮里病院	電話 0980-53-7771 住所 名護市宇茂佐1763-2
とよはら歯科医院	電話 0980-55-3905 住所 名護市豊原169-1
メンタルクリニックやんばる	電話 0980-52-4556 住所 名護市宇茂佐の森1-2-9

